

浜松市教育委員会規則第10号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年浜松市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公表)</p> <p>第10条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定による公表は、<u>次に掲げる方法</u>により行うものとする。</p> <p><u>(1) 浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示する方法</u></p> <p><u>(2) 浜松市ホームページに掲載する方法</u></p>	<p>(公表)</p> <p>第10条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定による公表は、<u>浜松市ホームページに掲載する方法</u>により行うものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、博物館の登録等の公表方法を浜松市ホームページに掲載する方法により行うことに伴い、規定を改めるものです。